

展示室監視員（会計年度任用職員）名簿登録者募集要項

令和4年4月1日以降に任用する会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。

※登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和4年12月31日まで有効です。

1 募集職種

展示室監視員

2 主な勤務内容

春季特別展・秋季特別展での特別展示室の監視業務

3 募集対象

- (1) 特に資格及び免許等は必要ありません
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	(1) 令和4年4月23日から令和4年6月5日まで (2) 令和4年9月23日から令和4年10月29日まで（予定） ※欠員状況等により、上記任用期間の途中から任用を開始する場合があります。(2)の期間は変更することがあります。
勤務日	休館日以外で週1～2日

勤務時間	1日7時間30分 午前9時00分から午後5時15分まで（休憩時間45分） 上記の勤務時間で任用。 また、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
週休日及び休日	休館日および勤務日以外の日
勤務場所	吹田市立博物館
給与	月額7,917円（地域報酬を含む。）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤に要する費用が支給されます。
休暇	一部の特別休暇を申請できる可能性があります。
社会保険	労働者災害保障保険
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 その他 任用開始時は条件付採用とし、原則として任用後1か月（または実勤務日数が15日を満たすまでの期間）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

- ※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

5 登録手続

所定の登録票に必要事項を記入し、吹田市立博物館まで郵送または持参してください。

6 問合せ先

〒564-0001

吹田市岸部北4丁目10番1号

吹田市立博物館

電話 06-6338-5500